

昭毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示
鳥取県告示第三百八十九号
食糧管理法施行規則（昭和二十一年農林省令第百三号）

第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十二年八月九日

告示

- ◆告示 次
米飯提供業者の登録
- 牛流行性感冒予防注射の実施
- 土地の公用廃止
- 基本測量の終了

- ◆公 告
保母試験の実施
- ◆正誤
昭和三十二年八月二日、六日付鳥取県告示
中訂正

登録番号

氏名

名称又は屋号

住

所

営業所の所在地

七四〇 石原 信子 東伯郡関金町大字大鳥居九〇の一

七四一 長谷川秀雄

国鉄後藤工場友恭寮

七四二 佐伯 丈刀 米子市役所職員組合喫茶室

七四三 金田 政之 中町二〇

七四四 米沢 勇 永楽庵

東伯郡三朝町三朝

七四四 鳥吉

鳥取市寺町二区一二一

00147

七四五 清水 札子 入船食堂
七四六 山根 よね 山友

西伯郡淀江町淀江七九〇

七七九

鳥取県告示第三百九十号

次のように牛の流行性感冒の予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に對して注射をうけることを命ずる。

昭和三十二年八月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 牛の流行性感冒予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

鳥取市、岩美郡
別表

実施期日	実施区域	実施場所
第一回 第二期	鳥取市美保地区	叶檢診場 古市"
第二回 第二期	美穂地区	美穂農業協同組合
第二回 第二期	大和地区	大和"

氣高郡	東郷地区	本高檢診場
	豊美地区	豊美農業協同組合
	湖山地区	湖山"
	千代水地区	千代水"
	米里地区	米里家畜人工授精所
	倉田地区	倉田"
	岩美町岩井地区	谷村檢診場 勝谷"
	国府町宇倍野地区	宇倍野家畜診療所
	鹿野町旧鹿野地区	鹿野家畜檢診場
	旧勝谷地区	逢坂"
	旧小鶴河地区	小鶴河"
氣高町旧逢坂地区	青谷地区	青谷"
氣高町旧宝木地区	宝木	"

昭和32年8月9日 金曜日 鳥取県公報 第2843号

鳥取県告示第三百九十一号

次の水路敷は、その公用を廃止する。

昭和三十二年八月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 鳥取市掛出町拾五番地三先水路

面積 六、九五平方メートル (二坪一〇)

(関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第三百九十二号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十二年八月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 作業の種類 基本測量 (一等磁気測量)

二 作業地域 鳥取県倉吉市

三 終了月日 七月二十日

公 告

告

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十一条第二項の規定により保母試験を次のように施行する。

昭和三十二年八月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 願書受付期間

昭和三十二年八月十五日から昭和三十二年九月七日まで(当日の消印あるものは有効)

二 願書提出先

鳥取市東町九九番地 鳥取県厚生労働部婦人児童課

三 受験資格

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者、もしくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)または、文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

昭和32年8月9日 金曜日 鳥取県公報 第2843号

5 昭和32年8月9日 金曜日 鳥取県公報 第2843号

- 注 1 満十八才に達した後児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者
- 2 前各号に掲げる者ほか、厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者
- 3 1にいう学校教育法による高等学校には、旧中学校令による中等学校を含む。
- (四) 2にいう児童福祉施設とは、国または都道府県において設置したものおよび児童福祉法第三十五条第三項の認可を受けた施設であること。
- (五) 3にいう厚生大臣の資格認定とは、厚生大臣から受験資格を有する旨認定書の交付を受けた者に限る。

四 試験科目

1 社会福祉事業一般

2 児童福祉事業概論

3 児童心理学および精神衛生

4 保健衛生学および生理学

5 看護学および実習

- 6 栄養学および実習
- 7 保育理論
- 8 保育実習

五 試験区分

筆記試験

実地試験
(筆記を含む)

試験期日

試験場

所在地

期日	時間	期日	時間	試験場	所在地
9月(火)十八日 衛生学 生理学 榮養学 保育 実習 榮養 學習 實習 實習 保育 習育	9.00 10.00 10.10 11.10 11.20 12.20 12.50 14.20 14.30 15.00 15.10 15.40 15.50 16.50	9月(火)十七日 社会福祉 事業 概論 児童 福祉 法 榮養 學 理 論 實 驗 學 榮 養 學 實 驗 學 實 驗 學 看 護 學	9.00 10.30 10.40 12.10 13.00 14.00 14.10 15.10 15.20 15.50 16.20	9月(火)十七日 (一日間) 九月十八日 鳥取県立 米子市議会議事堂 鳥取県立 保育専門学院 倉吉市海田	鳥取県立 米子市中町二〇 鳥取市西町八七 鳥取市西町八七 米子市中町二〇 倉吉市海田

六 学科試験時間割

期日	時間	期日	時間	試験場	所在地
9月(火)十八日 衛生学 生理学 榮養学 保育 實習 榮養 學習 實習 實習 保育 習育	9.00 10.00 10.10 11.10 11.20 12.20 12.50 14.20 14.30 15.00 15.10 15.40 15.50 16.50	9月(火)十七日 社会福祉 事業 概論 児童 福祉 法 榮養 學 理 論 實 驗 學 榮 養 學 實 驗 學 實 驗 學 看 護 學	9.00 10.30 10.40 12.10 13.00 14.00 14.10 15.10 15.20 15.50 16.20	9月(火)十七日 (一日間) 九月十八日 鳥取県立 米子市議会議事堂 鳥取県立 保育専門学院 倉吉市海田	鳥取県立 米子市中町二〇 鳥取市西町八七 鳥取市西町八七 米子市中町二〇 倉吉市海田

七 実地試験時間割

00153

昭和32年8月9日 金曜日 鳥取県公報 第2843号

正誤

昭和三十二年八月二日、六日付鳥取県告示中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段	行 誤	正	
八月二日付 八月六日付 2 1 上	一 下 二 一	鳥取県告示第二百八十六号 鳥取県告示第二百八十七号 鳥取県告示第二百八十八号	鳥取県告示第三百八十六号 鳥取県告示第三百八十七号 鳥取県告示第三百八十八号

昭和32年8月9日 金曜日 鳥取県公報 第2843号 8.

00152

様式二

履歴書

本籍地
現住所

世帯主 氏名 続柄

本人 氏名 がな

年月日生

一年月日

一年月日

一年月日

右のとおり相違ありません。

職歴

右氏
年月日
姓名

注 他府県からの証書の写には必ずその都道府県庁主
務課の証明を付けること。

鳥取県知事 遠藤茂殿 氏名記
一何々

様式三

保母試験受験科目免除願

私は別紙（証書写）のとおり（試験科目に合格しております。）
定する学校（保母養成施設）で専修しております。（）の
で左記の科目について受験を免除くださるようお願いし
ます。